

2021年1月18日

各位

光製薬株式会社

緊急事態宣言発令に伴う会社対応及び
当社における新型コロナウイルス感染者の発生について

政府より2021年1月7日以降、現在11都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、栃木県、愛知県、岐阜県、福岡県）を対象に2月7日まで新型コロナウイルスの感染防止に向けた「緊急事態宣言」が再発令されました。

また、当社の本社営業部（出張所）で勤務する従業員につきまして2020年12月28日（月）にPCR検査を受け、同日、新型コロナウイルス陽性と確認されました。お得意先や家族など該当する濃厚接触者につきましては保健所の指示に従い感染防止の措置を講じており、従業員については現在復帰しております。今後も、感染防止に対する取り組みと健康状態の確認をより一層進めますのでご理解ご協力のほどお願い致します。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、下記の事項を引き続き周知徹底くださるよう宜しくお願い致します。

記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際には手洗いやうがい等の感染防止対策を徹底すること
- ② マスク着用及び咳エチケットの実施
- ③ 検温の実施
- ④ 外出や他県への移動の対応
 - (ア) 業務上必要な県をまたぐ外出・出張
1月6日より業務に必要な県をまたぐ外出・出張に関して**原則禁止**
業務上不可欠と判断される監査等についてはリモートやWeb会議等
を活用すること。（通勤は除く）
 - (イ) 夜間の外出
午後8時以降の不要不急の外出自粛
 - (ウ) 県をまたぐ私的行事
1月6日より県をまたぐ不要不急の外出移動に関しては**原則禁止**
 - (エ) 海外への移動

当面の間は禁止とする

- ⑤ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加及び開催
 - (ア) 社内外の不要不急の会議・打ち合わせ
1月6日より**原則禁止**<Web会議の活用>
 - (イ) 講習会、研修会、展示会
1月6日より**原則禁止**<Web講習会、研修会等の活用>
 - (ウ) 慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会
1月6日より**原則禁止**
 - (エ) 遊興施設への立ち入り等
1月6日より**原則禁止**
 - (オ) イベントへの参加

各都道府県の自治体の規制に従うこと

- ⑥ 本人及び同居家族に新型コロナウイルス感染の自覚症状が出た場合は、会社に連絡し、休暇を申請すること
- ⑦ 公共交通機関を利用する際はコロナ感染防止対策を行うこと
- ⑧ 営業活動においては、取引先の自粛規制に従うこと
- ⑨ 感染者が多発している地域のMRは細心の注意を払うこと

なお、①、②、③、④の(イ)(ウ)(エ)、⑤の(ウ)(エ)(オ)、⑥、⑦の事項に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

徹底事項

次の場合は会社の上司に必ず連絡し指示を仰いでから出社するよう徹底すること

- ① 本人や家族が発熱した場合
 - ② 本人や家族が味覚や嗅覚に異変を感じた場合
 - ③ 家族の学校や職場で新型コロナウイルス感染者が発生した場合
 - ④ 家族の学校や職場が新型コロナの為に休校や休みになった場合
 - ⑤ 本人や家族が濃厚接触者の指定を受けた、又は疑わしい場合
- ただし、この場合は保健所や地方自治体の指示を仰ぎ会社が出社の可否判断をする事とする

以上